

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線及び二重下線の部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>[第1 略]</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>[(1)～(15) 略]</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>[(ア)～(テ) 略]</p> <p>(ト) <u>「モバイルWiMAX方式」</u></p> <p>設備規則第49条の6の11第1項第1号イ(1)に規定する通信方式をいう。</p> <p>(ナ) <u>「UMB—TDD方式」</u></p> <p>設備規則第49条の6の11第1項第1号イ(2)</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>[第1 同左]</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>[(1)～(15) 同左]</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>ア 用語の意義</p> <p>本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。</p> <p>[(ア)～(テ) 同左]</p> <p>(ト) <u>「UMB方式」</u></p> <p>設備規則第49条の6の11第1項第1号イに規定する通信方式をいう。</p> <p>(ナ) <u>「モバイルWiMAX方式」</u></p> <p>設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(1)</p>

に規定する通信方式をいう。

(ニ) 「5GNR—TDD方式」

設備規則第49条の6の12に規定する通信方式をいう。

(ヌ) 「5GNR—FDD方式」

設備規則第49条の6の13に規定する通信方式をいう。

[イ～キ 略]

ク 工事設計書等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書

実効輻射電力が6,000W以下（LTE方式、LTE—TDD方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式のものにあつては、5MHzの帯域幅当たり6,000W以下）となるものであること。

[(イ) 略]

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン（XGP方式、625k—MC方式、LTE方式、LTE—TDD方式、モバイルWiMAX方式、UMB—TDD

に規定する通信方式をいう。

(ニ) 「UMB—TDD方式」

設備規則第49条の6の12第1項第1号イ（2）に規定する通信方式をいう。

(ヌ) 「5GNR—TDD方式」

設備規則第49条の6の12に規定する通信方式をいう。

[イ～キ 同左]

ク 工事設計書等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局（機能試験用無線局を含む。）の無線設備の工事設計書

実効輻射電力が6,000W以下（LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式又は5GNR—TDD方式のものにあつては、5MHzの帯域幅当たり6,000W以下）となるものであること。

[(イ) 同左]

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン（XGP方式、625k—MC方式、LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式、

方式、5GNR-TDD方式又は5GNR-FDD方式のものにあつては、0.020ア-ラン)とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表(16)-1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

[B 略]

ケ 周波数の指定

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 3,400MHzから4,100MHzまでの周波数の電波を使用する基地局又は3,400MHzから3,600MHzまでの周波数の電波を使用する陸上移動中継局にあつては、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該基地局若しくは当該陸上移動中継局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意が

UMB-TDD方式又は5GNR-TDD方式のものにあつては、0.020ア-ラン)とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表(16)-1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

[B 同左]

ケ 周波数の指定

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 3,400MHzから4,100MHzまでの周波数の電波を使用する基地局にあつては、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU-R勧告 P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えな

ある場合に限る。)によって示されていること。
ただし、当該基地局又は当該陸上移動中継局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

- (エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更(特定基地局の開設数に係る変更に限る。)の認定があったときは、その変更後のもの。)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日(法第27条の14第1項の規定による変更(特定基地局の開設数に係る変更に限る。)の認定があったときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU—R勧告P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法につ

いことが明らかであるときは、この限りでない。

- (エ) (ウ)の規定にかかわらず、法第27条の13第1項の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあつては、当該開設計画の認定の日(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことがITU—R勧告P.452に基づく干渉検討(当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当

いて合意がある場合に限る。) によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(オ) ~ (ケ) 略]

コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局

1 波当たりの空中線電力 (625k—MC方式のもの (隣接する 1 を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。) にあっては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。) を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備 (DS—CDMA方式、LTE方式、LTE—TDD方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式の無線局の無線設備であって、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。) であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

[A・B 略]

[(イ)・(ウ) 略]

該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[(オ) ~ (ケ) 同左]

コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局

1 波当たりの空中線電力 (625k—MC方式のもの (隣接する 1 を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。) にあっては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。) を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備 (DS—CDMA方式、LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式又は5GNR—TDD方式の無線局の無線設備であって、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。) であって、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

[A・B 同左]

[(イ)・(ウ) 同左]

[サ・シ 略]

ス 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア) ~ (ク) 略]

(ケ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この（ケ）から（サ）までにおいて同じ。）の管轄区域ごとの基地局等の人口カバー率（特定の区域における四次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）（陸上を含むものであって、特定の基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。以下（20）コ（ケ）及びシ（エ）において同じ。）に関する計画

(コ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、

[サ・シ 同左]

ス 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア) ~ (ク) 同左]

(ケ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この（ケ）から（サ）までにおいて同じ。）の管轄区域ごとの基地局等の人口カバー率（一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）第1項第2号に規定する二分の一地域メッシュをいう。以下同じ。）（基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）に関する計画

(コ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、

周波数帯ごと及び総合通信局の管轄区域ごとの基地局等の面積カバー率（特定の区域における四次メッシュ（陸上を含むものであって、特定の基地局等（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の総数を、四次メッシュ（陸上を含むものに限る。）の総数で除した値をいう。以下（20）コ（ク）及びシ（オ）において同じ。）に関する計画

- (サ) 5 GNR—TDD方式の無線局（3,400MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用するものを除く。）にあつては、免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと、総合通信局の管轄区域ごと及び総合通信局の管轄区域を合わせた区域の5G基盤展開率（一の総合通信局の管轄区域ごとの二次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号イに規定する第二次地域区画をいう。以下同じ。）（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータ（平

周波数帯ごと及び総合通信局の管轄区域ごとの基地局等の面積カバー率（一の総合通信局の管轄区域における四次メッシュ（陸上を含むものであって、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の総数を、四次メッシュ（陸上を含むものに限る。）の総数で除した値をいう。）に関する計画

- (サ) 5 GNR—TDD方式の無線局にあつては、免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと、総合通信局の管轄区域ごと及び総合通信局の管轄区域を合わせた区域の5G基盤展開率（一の総合通信局の管轄区域ごとの二次メッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号イに規定する第二次地域区画をいう。以下同じ。）（陸上を含むものであって、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項の規定に基づき国が提供する基盤地図情報等のうち土地利用三次メッシュデータ（平成26年度版）における土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖

成26年度版)における土地利用種別が森林、荒地、河川地及び湖沼若しくは海水域のみもの(全部又は一部を組み合わせたものを含む。)又は人口が零の離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。)のみものを除く。)のうち5G高度特定基地局(設備規則第49条の6の12に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局(屋内等に設置するものを除く。))のうち申請者が平成31年総務省告示第24号(第五世代移动通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)に係る開設計画の認定に際して指定を受けた周波数の全ての帯域幅を用いるものであって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるものうち、当該特定基地局以外の複数の特定基地局と接続可能なものをいう。)が開設されたものの総数を、それぞれの管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。)に関する計画

[セ 略]

ソ その他

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 平成30年総務省告示第34号(第四世代移动通信

沼若しくは海水域のみもの(全部又は一部を組み合わせたものを含む。)又は人口が零の離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島に附属する島をいう。)のみものを除く。)のうち5G高度特定基地局(設備規則第49条の6の12に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局(屋内等に設置するものを除く。))のうち申請者が指定を受けた周波数の全ての帯域幅を用いるものであって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の伝送速度が当該無線設備の信号速度と同等以上であるものうち、当該特定基地局以外の複数の特定基地局と接続可能なものをいう。)が開設されたものの総数を、それぞれの管轄区域ごとの二次メッシュの総数で除した値をいう。)に関する計画

[セ 同左]

ソ その他

[(ア)・(イ) 同左]

[新設]

システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第1章第1項第14号に規定する5G基地局を開設する場合にあっては、当該5G基地局の開設に関して当該告示に係る開設計画の変更の認定を受けていること。

[別表(16) — 1・2 略]

[(17)・(18) 略]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア～キ 略]

ク 周波数の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。

なお、占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が2575MHzから2595MHzまでの範囲内にある周波数を指定する。

[(ア)～(ウ) 削除]

[別表(16) — 1・2 同左]

[(17)・(18) 同左]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア～キ 同左]

ク 周波数の指定

周波数の指定については、次のとおり指定する。

(ア) 設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

A 5MHzシステムのものにあっては、2584MHz又は2590MHz

B 10MHzシステムのものにあっては、2587MHz

(イ) 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局((ウ)に規定するものを除く。)

A 5MHzシステムのものにあっては、2577.5MHz、

2577.8MHz、2579.5MHz、2579.8MHz、
2582.5MHz、2582.8MHz、2587.2MHz、
2587.5MHz、2592.2MHz又は2592.5MHz

B 10MHzシステムのものにあつては、2580MHz、
2580.3MHz、2584.7MHz、2585MHz、
2585.3MHz、2586.7MHz、2587MHz、
2589.7MHz又は2590MHz

C 20MHzシステムのものにあつては、2585MHz

(ウ) 設備規則第 49条の29第1項、第7項及び第8項
に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸
上移動局

A 通信の相手方が5MHzシステムの基地局であるも
の
2575.79MHzから2579.21MHzまでの180kHz間
隔の周波数20波、2576.09MHzから2579.51MHzま
での180kHz間隔の周波数20波、2577.79MHzから
2581.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2578.09MHzから2581.51MHzまでの180kHz間隔
の周波数20波、2580.79MHzから2584.21MHzまで
の180kHz間隔の周波数20波、2581.09MHzから
2584.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、
2585.49MHzから2588.91MHzまでの180kHz間隔
の周波数20波、2585.79MHzから2589.21MHzまで

ケ 空中線電力の指定

の180kHz間隔の周波数20波、2590.49MHzから2593.91MHzまでの180kHz間隔の周波数20波又は2590.79MHzから2594.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波

B 通信の相手方が10MHzシステムの基地局であるもの

2576.04MHzから2583.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2576.34MHzから2584.26MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2580.74MHzから2588.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2581.04MHzから2588.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2581.34MHzから2589.26MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2582.74MHzから2590.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2583.04MHzから2590.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2585.74MHzから2593.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波又は2586.04MHzから2593.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波

C 通信の相手方が20MHzシステムの基地局であるもの

2576.54MHzから2593.46MHzまでの180kHz間隔の周波数95波

ケ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[(ア) 略]

(イ) 陸上移動局

空中線電力の最大の値を指定することとする。
この場合において、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合、またはキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、200mW）以下の値とする。

[(ウ) 略]

コ 無線設備の工事設計

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[(ア) 同左]

(イ) 陸上移動局

空中線電力の最大の値を指定することとする。
この場合において、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合、またはキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、200mW）以下の値とする。

[(ウ) 同左]

コ 無線設備の工事設計

次の条件を満足するものであること。

[(ア) 略]

(イ) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計

A 空中線利得は、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては5dBi以下、設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては4dBi以下（空中線電力が200mWを超える場合にあつては1dBi以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得1dBiの空中線に400mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

[B 略]

[(ウ)・(エ) 略]

サ 混信等の防止

(ア) 送受信同期等

[A 略]

B 設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は、次のとおりであること。

[(A) ~ (C) 略]

次の条件を満足するものであること。

[(ア) 同左]

(イ) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の工事設計

A 空中線利得は、設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては5dBi以下、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあつては4dBi以下（空中線電力が200mWを超える場合にあつては1dBi以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得1dBiの空中線に400mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。

[B 同左]

[(ウ)・(エ) 同左]

サ 混信等の防止

(ア) 送受信同期等

[A 同左]

B 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は、次のとおりであること。

[(A) ~ (C) 同左]

[(イ)・(ウ) 略]

シ 基地局等の配置計画等

[(ア)～(オ) 略]

(カ) 既に設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（以下この（カ）において「既無線局」という。）の免許を受けた免許人が、新たに設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局の免許を受けようとする場合は、既無線局の廃止その他の取扱いに関する計画

[ス 略]

別紙（19）—1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法

カバーエリア及び調整対象区域は、原則として、基地局等が発射し、陸上移動局が受信する電波の受信電力が基準値以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

[1 略]

2 陸上移動局の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局の諸元は、次のとおりとする。

空中線利得 5dBi（設備規則第49条の28に規定する技術基準に係るものに

[(イ)・(ウ) 同左]

シ 基地局等の配置計画等

[(ア)～(オ) 同左]

(カ) 既に設備規則第49条の28に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局（以下この（カ）において「既無線局」という。）の免許を受けた免許人が、新たに設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局の免許を受けようとする場合は、既無線局の廃止その他の取扱いに関する計画

[ス 同左]

別紙（19）—1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法

カバーエリア及び調整対象区域は、原則として、基地局等が発射し、陸上移動局が受信する電波の受信電力が基準値以上となる範囲として地図上に描画するものとし、その算出は次により行う。

[1 同左]

2 陸上移動局の諸元

カバーエリア及び調整対象区域を算出するに当たって使用する陸上移動局の諸元は、次のとおりとする。

空中線利得 5dBi（設備規則第49条の28に規定する技術基準に係るものに

限る。)

4dBi (設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係るものに限る。)

給電線損失 0dB

空中線地上高 1.5m

[3～5 略]

- (20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

[ア～カ 略]

キ 周波数の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。

なお、次のいずれかの周波数を指定する。

[(ア)・(イ) 略]

[ク・ケ 略]

コ 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局(沖縄総合通信事務

限る。)

4dBi (設備規則第49条の29に規定する技術基準に係るものに限る。)

給電線損失 0dB

空中線地上高 1.5m

[3～5 同左]

- (20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

[ア～カ 同左]

キ 周波数の指定

次のいずれかの周波数を指定する。

[(ア)・(イ) 同左]

[ク・ケ 同左]

コ 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局(沖縄総合通信事務所を含

所を含む。)の管轄区域ごとの基地局等の人口カバー率に関する計画

- (コ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域ごとの基地局等の面積カバー率に関する計画

[サ 略]

シ 5G基地局の導入計画等

設備規則第49条の29の2に規定する無線設備を使用す

む。以下この(ケ)において同じ。)の管轄区域ごとの基地局等の人口カバー率(一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ(基地局等(屋内等に設置するものを除く。))とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。)内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値をいう。)に関する計画

- (コ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと及び総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。以下この(コ)において同じ。)の管轄区域ごとの基地局等の面積カバー率(一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ(陸上に係るものであって、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局(いずれも屋内等に設置するものを除く。))とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。)の数の合計を、メッシュ(陸上に係るものに限る。)の総数で除した値をいう。)に関する計画

[サ 同左]

[新設]

る基地局（以下この（20）において「5G基地局」という。）を申請者が全国において初めて開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）する申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

（ア） 免許の有効期限までの各年度の末日における、周波数帯ごと、都道府県ごと及び屋内等に設置するか別の5G基地局の開設数に関する計画

（イ） 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

（ウ） （イ）の電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（サイバーセキュリティ確保のための取組を含む。）に関する計画及びその根拠

（エ） 電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠

(オ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、
周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務
所を含む。）の管轄区域ごとの5G基地局の人口カ
バー率に関する計画

(カ) 免許の有効期限までの各年度の末日における、
周波数帯ごと及び総合通信局（沖縄総合通信事務
所を含む。）の管轄区域ごとの5G基地局の面積カ
バー率に関する計画

ス その他

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の
規定により次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信
ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政
省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ
対策のための統一基準群（平成30年度版）」及び
「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及
び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日
関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリ
スク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策
を講ずること。」

[(21) 略]

[2・3 略]

シ その他

[(ア)・(イ) 同左]

[新設]

[(21) 同左]

[2・3 同左]

4 その他

[(1) ~ (16) 略]

(17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(17)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア) ~ (シ) 略]

(ス) 「アンカー」とは、ローカル5Gを構築するために必要となる主として制御信号を取り扱う設備規則第49条の29及び第49条の29の2に規定する通信システムをいう。

[(セ) ~ (ト) 略]

イ 電気通信業務用

[(ア) ~ (エ) 略]

(オ) 周波数等の指定

周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。なお、占有周波数帯幅の許容値の上限周波数及び下限周波数が2575MHzから2595MHzまでの範囲内にある周波数を指定する。また、陸上移動局については、「この周波数の使用は、他者土地利用をする場合においては、停止して運用する場合に限る。」とする旨の附款を付すこと。

[A・B 削除]

4 その他

[(1) ~ (16) 同左]

(17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(17)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア) ~ (シ) 同左]

(ス) 「アンカー」とは、ローカル5Gを構築するために必要となる主として制御信号を取り扱う設備規則第49条の29に規定する通信システムをいう。

[(セ) ~ (ト) 同左]

イ 電気通信業務用

[(ア) ~ (エ) 同左]

(オ) 周波数等の指定

周波数の指定については、次のとおり指定する。また、陸上移動局については、「この周波数の使用は、他者土地利用をする場合においては、停止して運用する場合に限る。」とする旨の附款を付すこと。

A 設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無

線設備を使用する無線局(Bに規定するものを除く。)

(A) 5MHzシステムのものにあつては、
2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz、
2579.8MHz、2582.5MHz、2582.8MHz、
2587.2MHz、2587.5MHz、2592.2MHz又は
2592.5MHz

(B) 10MHzシステムのものにあつては、
2580MHz、2580.3MHz、2584.7MHz、
2585MHz、2585.3MHz、2586.7MHz、
2587MHz、2589.7MHz又は2590MHz

(C) 20MHzシステムのものにあつては、
2585MHz

B 設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定
する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局

(A) 通信の相手方が5MHzシステムの基地局であ
るもの

2575.79MHz から 2579.21MHz までの
180kHz間隔の周波数20波、2576.09MHzから
2579.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20
波、2577.79MHzから2581.21MHzまでの
180kHz間隔の周波数20波、2578.09MHzから
2581.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20
波、2580.79MHzから2584.21MHzまでの

180kHz間隔の周波数20波、2581.09MHzから2584.51MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、2585.49MHzから2588.91MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、2585.79MHzから2589.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波、2590.49MHzから2593.91MHzまでの180kHz間隔の周波数20波又は2590.79MHzから2594.21MHzまでの180kHz間隔の周波数20波

(B) 通信の相手方が10MHzシステムの基地局であるもの

2576.04MHzから2583.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2576.34MHzから2584.26MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2580.74MHzから2588.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2581.04MHzから2588.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2581.34MHzから2589.26MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2582.74MHzから2590.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2583.04MHzから2590.96MHzまでの180kHz間隔の周波数45波、2585.74MHzから2593.66MHzまでの180kHz間隔の周波数45

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[A 略]

B 陸上移動局

空中線電力は、設備規則第49条の29に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合、またはキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値、設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局にあっては400mW（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値とする。

[C 略]

波又は2586.04MHzから2593.96MHzまでの

180kHz間隔の周波数45波

(C) 通信の相手方が20MHzシステムの基地局であるもの

2576.54MHz から 2593.46MHz までの

180kHz間隔の周波数95波

(カ) 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[A 同左]

B 陸上移動局

空中線電力は400mW（基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合、またはキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、200mW）以下の値とする。

[C 同左]

[(キ)～(ケ) 略]

[ウ・別紙(17)―1 略]

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

[(ア)～(コ) 略]

(サ) 「モバイルWiMAX方式」

設備規則第49条の6の11第1項第1号イ(1)に規定する通信方式をいう。

(シ) 「UMB―TDD方式」

設備規則第49条の6の11第1項第1号イ(2)に規定する通信方式をいう。

(ス) 「5GNR―TDD方式」

設備規則第49条の6の12に規定する通信方式をいう。

(セ) 「5GNR―FDD方式」

設備規則第49条の6の13に規定する通信方式をいう。

(ソ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とす

[(キ)～(ケ) 同左]

[ウ・別紙(17)―1 同左]

[第3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

[(ア)～(コ) 同左]

(サ) 「UMB方式」

設備規則第49条の6の11第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(シ) 「モバイルWiMAX方式」

設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(1)に規定する通信方式をいう。

(ス) 「UMB―TDD方式」

設備規則第49条の6の12第1項第1号イ(2)に規定する通信方式をいう。

(セ) 「5GNR―TDD方式」

設備規則第49条の6の12に規定する通信方式をいう。

(ソ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とす

る。

- A 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値とする。

[(A) ~ (C) 略]

- (D) LTE方式、LTE—TDD方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式

免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和

[B 略]

[イ～ケ 略]

- (17) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局
広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第2の1 (20) (地域広帯域移動無線アクセスシステムにあつては、同1 (19)) に定める基準のほか、

る。

- A 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの業務区域内における通話チャンネル数又は通信チャンネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値とする。

[(A) ~ (C) 同左]

- (D) LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式又は5GNR—TDD方式

免許を受けようとする電気通信事業者がその業務区域内に開設する基地局が有する通信チャンネル数を64kbpsに換算した通信チャンネル数の総和

[B 同左]

[イ～ケ 同左]

- (17) 広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局
広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第2の1 (20) (地域広帯域移動無線アクセスシステムにあつては、同1 (19)) に定める基準のほか、

次の基準により行う。

[ア～ク 略]

ケ 工事設計

設備規則第49条の28、第49条の29又は第49条の29の2の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる無線設備の規格のいずれかに該当し、適合表示無線設備のみを使用するものであること。

[(18) 略]

[2・3 略]

4 その他の特定無線局

[(1) 略]

(2) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

ア 電気通信業務用自営等広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

電気通信業務用自営等広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第2の4(17)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[(ア)～(カ) 略]

(キ) 工事設計

設備規則第49条の29又は第49条の29の2の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条

次の基準により行う。

[ア～ク 同左]

ケ 工事設計

設備規則第49条の28又は第49条の29の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第2号(17)、(18)又は(19)に掲げる無線設備の規格のいずれかに該当し、適合表示無線設備のみを使用するものであること。

[(18) 同左]

[2・3 同左]

4 その他の特定無線局

[(1) 同左]

(2) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

ア 電気通信業務用自営等広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局

電気通信業務用自営等広帯域移動無線アクセスシステムの特定無線局の審査は、第2の4(17)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[(ア)～(カ) 同左]

(キ) 工事設計

設備規則第49条の29の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3に掲げる無線設備の

の3に掲げる無線設備の規格のいずれかに該当し、
適合表示無線設備のみを使用するものであること。

[イ 略]

[第5 略]

規格のいずれかに該当し、適合表示無線設備のみ
を使用するものであること。

[イ 同左]

[第5 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。